ひとり親家庭等支援

ガイドブック

令和５年４月

水俣市福祉課

もくじ

Ⅰ　手当・助成制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
１　児童手当
２　子ども医療助成制度
３　児童扶養手当
４　ひとり親家庭等医療費助成事業
５　国民年金保険料の免除
６　遺族基礎年金
７　遺族厚生年金

Ⅱ　子育て・生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
１　保育所・認定こども園
２　学童クラブ
３　ショートステイ・トワイライトステイ
４　母子生活支援施設（母子）

Ⅲ　仕事・就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
１　母子家庭等自立支援教育訓練給付金（母子・父子）
２　母子家庭等高等職業訓練促進給付金（母子・父子）
３　自立支援プログラム策定等事業（母子・父子）
４　熊本県母子家庭等就業・自立支援センター

Ⅳ　教育・進学援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

Ⅴ　母子父子寡婦福祉資金の貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

Ⅵ　水俣市連合ひとり親の会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

Ⅶ　母子家庭等に関する相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
女性相談員（母子・父子自立支援員）

その他の相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

Ⅰ　手当・助成制度

１　児童手当

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために支給される手当です。

【 対象者 】

中学校修了前（満１５歳に達する日以後最初の３月３１日）までの児童を養育している方

【 手当月額 】

３歳未満	一律１５，０００円
３歳以上小学校修了前	１０，０００円（第３子以降は　１５，０００円）
中学生	一律１０，０００円
所得制限対象者	５，０００円

※平成２４年６月分から所得制限が導入されています。

（令和４年６月から前年の所得が、所得上限額以上ある場合は受給資格喪失となります。）

【 手当の支払い 】

申請のあった月の翌月分から毎年６月・１０月・２月に、その前月分までを支給。

【 手続き 】

出生、転出のほか、新たにひとり親家庭になった等で受給者が変更になる場合には、手続きが必要です。

≪窓口及び問い合わせ先≫ 水俣市福祉課福祉支援室 TEL：６１－１６６０

２　子ども医療助成制度

高校卒業までの子ども（乳幼児･児童）にかかる医療費を助成する制度です。

【 助成対象者 】

水俣市に住所を有する満１８歳に達する日以後最初の３月３１日までの子ども。

※所得制限はありません。

≪窓口及び問い合わせ先≫ 水俣市いきいき健康課健康推進室（もやい館１階）TEL：６２－３０２８
水俣市市民課年金医療保険係 TEL：６１－１６３３

３　児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与するため、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

【 対象者 】

次のいずれかの状態にある児童を監護している母、児童を監護し、かつこれと生計を同じくする父、または父母にかわってその児童を養育する方。

なお、「児童」とは満１８歳に達する日以後最初の３月３１日までをいいます。 また、心身におお

むね中度以上の障害（特別児童扶養手当２級と同じ程度以上の障害）がある場合、２０歳未満まで手当が受けられます。

１　父母が婚姻を解消した（離婚等）児童
２　父又は母が死亡した児童
３　父又は母が一定程度の障がいの状態にある児童
４　父又は母の生死が明らかでない児童
５　父又は母が申立てによりＤＶでの保護命令を受けた児童
６　父又は母が１年以上遺棄している児童
７　父又は母が１年以上拘禁されている児童
８　母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど
９　その他、上記の事由に該当するか明らかでない児童

【 支給制限 】

次のいずれかに該当する場合は、手当は支給されません。

１　児童または受給資格者の住所が日本国内でない場合
２　児童が児童福祉施設等（通園施設等を除く）に入所している場合
３　児童が里親に委託されている場合
４　児童が監護者以外の父または母と生計を同じくしている場合
５　児童が母または父の配偶者（事実上の配偶者を含む）に養育されている場合

※受給資格者又は児童が公的年金や遺族補償を受けることができるとき、児童が公的年金の加算対象になっているときは、公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分を支給することができます。

【 所得制限限度額 】令和５年４月１日現在

本人及び扶養義務者と配偶者の前年の所得が、下記の表の扶養親族等の数による所得制限限度額以上ある場合は、その年度（１１月分から翌年の１０月分まで）は、手当の全部又は一部が支給停止されます。

扶養親族等の人数	本　人		配偶者・扶養義務者・養育者
	全部支給される者	一部支給される者	
０人	490,000 円	1,920,000 円	2,360,000 円
１人	870,000 円	2,300,000 円	2,740,000 円
２人	1,250,000 円	2,680,000 円	3,120,000 円
３人	1,630,000 円	3,060,000 円	3,500,000 円
４人	2,010,000 円	3,440,000 円	3,880,000 円
5 人以上の場合は、1 人につき所得制限限度額（所得ベース）に 380,000 円加算			

※扶養義務者とは、本人と同一生計である父母・祖父母等の直系血族と兄弟姉妹をいいます。

〇次の場合には、上記の所得制限限度額に加算されます。

・受給資格者本人

同一生計配偶者（７０歳以上の方に限る）または老人扶養親族１人につき 100,000 円加算
特定扶養親族並びに１６歳以上１９歳未満の所得税法に定める控除対象扶養親族１人につき 150,000 円加算

・扶養義務者・配偶者・養育者
老人扶養親族１人につき 60,000 円加算（扶養親族が全て老人扶養親族の場合は２人目から加算）

【 所得の計算方法 】
所得＝（地方税法に定める所得＋養育費の 8 割分）－（各種控除の額）
－（社会保険料相当額 80,000 円）
※所得は、社会保険料控除８万円のほかにも控除がありますので詳しくはお問い合わせください。

【 手当月額 】令和５年４月１日現在　　所得に応じて支給額を逓減

手当月額	全部支給	一部支給
児童１人目	44,140 円	44,130 円 から 10,410 円
児童２人目	10,420 円	10,410 円 から 5,210 円
児童３人目以降	6,250 円	6,240 円 から 3,130 円

※支給額は物価スライド等により変動することがあります

【 手当の支払い 】
申請のあった月の翌月分から支給し、原則１月・３月・５月・７月・９月・１１月の１１日（１１日が祝・休日にあたる場合はその前日）に、支給月の前月分までを指定された金融機関の口座へ振り込みます。

≪窓口及び問い合わせ先≫ 水俣市福祉課福祉支援室 TEL：６１－１６６０

４　ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的としています。

【 助成対象者 】
水俣市内に住所を有する、
〇ひとり親家庭の父または母（養父母を含む）で、下記のいずれかに該当する方
・１８歳未満の児童を扶養している方
・１８歳以上２０歳未満（２０歳に達した日の属する月の末日まで）の児童を引き続き進学等により扶養している方
〇１８歳に達する日以後最初の３月３１日までの児童で、下記のいずれかに該当する方
・ひとり親家庭の父または母に扶養されている児童
・両親の死亡や行方不明等により父母のない児童

【 助成額 】
助成対象者に係る医療費（保険診療分）につき、一部負担金の２／３に相当する額
※加入保険による付加給付等を除く

【 所得限度額 】
本人及び扶養義務者と配偶者の前年の所得が、下記の表の扶養親族等の数による所得限度額以上ある場合は、その年度（１１月から翌年の１０月まで）は、助成を受けることはできません。

扶養親族等の人数	本　人		配偶者・扶養義務者・養育者
	全部支給される者	一部支給される者	
０人	490,000 円	1,920,000 円	2,360,000 円
１人	870,000 円	2,300,000 円	2,740,000 円
２人	1,250,000 円	2,680,000 円	3,120,000 円
３人	1,630,000 円	3,060,000 円	3,500,000 円
４人	2,010,000 円	3,440,000 円	3,880,000 円
5 人以上の場合は、1 人につき所得制限限度額（所得ベース）に 380,000 円加算			

※所得限度額は、児童扶養手当の一部支給制限に準じます。

≪窓口及び問い合わせ先≫水俣市役所 福祉課福祉支援室 TEL:６１－１６６０

５　国民年金保険料の免除

国民年金に加入する第１号被保険者については、経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが難しい場合、申請して承認されれば保険料の納付が免除されます（申請免除）。

また、障害年金や生活保護を受給するときなど法律で定める要件に該当する場合、保険料が免除されます（法定免除）。

免除には一定の要件がありますので、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

≪窓口及び問い合わせ先≫水俣市役所 市民課年金医療保険係 TEL:６１－１６２２

６　遺族基礎年金

国民年金に加入中、または老齢基礎年金の受給資格を満たした方などが死亡したとき、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に、子が１８歳になった年度の末日まで（国民年金障害等級１・２級※に該当する場合は２０歳になるまで）支給されます。

受給には一定の要件がありますので、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

※障害者手帳の等級ではありません。

≪窓口及び問い合わせ先≫水俣市市民課年金医療保険係 TEL:６１－１６２２

７　遺族厚生年金

厚生年金保険に加入中や障害厚生年金の受給中、または老齢厚生年金の受給資格を満たした人などが死亡したとき、その人によって生計を維持されていた配偶者、子、父母、孫、または祖父母に支給されます。

受給には一定の要件がありますので、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

≪問い合わせ先≫八代年金事務所 TEL:（０９６５）３５－６１２３

Ⅱ 子育て・生活支援

１　保育所・認定こども園

保育所は、保護者などの仕事や、出産、病気などの理由により家庭において保育できない場合、０歳児から就学前の子どもを保護者に代わって保育する施設です。

認定こども園は、認定こども園法（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）により認定を受けた、教育・保育を一体的に行う施設です。３歳以上の子どもは、保育を必要とする２号認定の子ども（保育所の利用対象の子ども）と、それ以外の１号認定の子ども（幼稚園の利用対象の子ども）が同じ施設で教育・保育を受けられます。

市内には、保育所６園、認定こども園７園、の計１３園があります。一時預かりや延長保育、休日保育を実施している施設もあります。

保育料については、父母及び扶養義務者の市区町村民税課税額により異なります。

また、ひとり親家庭（母子・父子家庭）の保育料を軽減し、負担軽減を図っています。手続き方法等については、担当窓口へお問い合わせください。

≪窓口及び問い合わせ先≫水俣市福祉課福祉支援室 TEL：６１－１６６０

２　学童クラブ

放課後や夏休み等長期休暇中に、仕事等で保護者が昼間家庭にいない小学校児童を預かり、学校施設等を活用した遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を行い、安全に放課後等を過ごして児童や保護者の手助けをする事業です。

また、利用料については、水俣市社会福祉協議会において、ひとり親家庭（母子・父子家庭）の助成事業を行っています。手続き方法等については、担当窓口へお問い合わせ下さい。

≪窓口及び問い合わせ先≫
学童クラブ利用について　　：水俣市福祉課福祉支援室 TEL：６１－１６６０
ひとり親家庭の利用料助成について：水俣市社会福祉協議会 TEL：６３－２０４７

３　ショートステイ・トワイライトステイ

保護者の方が、病気などでお子さんを家庭で見ることができなくなったときに、市が指定する児童福祉施設で短期的に養育することにより、子育て支援と児童の福祉の向上を図ります。宿泊または日帰りの利用ができます。利用料は所得等に応じて軽減を行っています。

≪窓口及び問い合わせ先≫水俣市福祉課福祉支援室 TEL：６１－１６６０

４　母子生活支援施設

１８歳未満の子どもを養育している母子家庭で、何らかの事情により、子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に利用し、自立に向けた支援を受けることができる児童福祉施設です。
（施設は近隣では熊本市内になります）

【 助成対象者 】

配偶者のいない女子、またはこれに準ずる事情にある女子であって、その養育している児童（１８歳未満）について十分な養育ができない母及び児童

【 事業の内容 】

さまざまな事情で入所されたお母さんと子どもに対して、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、自立を支援しています。

【 利用料 】

入所者の所得に応じて、ご本人に負担していただく金額が発生します。

≪窓口及び問い合わせ先≫水俣市役所 福祉課福祉支援室 TEL：６１－１６６０

Ⅲ 仕事・就労支援

１　自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父が職業能力開発のための講座を受講した場合において、講座修了後に自立支援教育訓練給付金を支給し、母子家庭の母又は父子家庭の父の自立の促進を図ります。

【 対象者 】

水俣市に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の（１）～（３）のすべてに該当する方

（１） 児童扶養手当の支給を受けていること又は同様の所得水準にあること。

（２）給付を受けようとする者の就業経験、技能、資格等の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。

（３）過去に訓練給付金を受けたことがない者

※原則として、過去に類似制度による支援を受けたことがある場合は対象になりません。

【 対象講座 】

（１）雇用保険制度の教育訓練給付（一般教育訓練・特定一般教育訓練・専門実践教育訓練）の指定教育訓練講座（※）

（２）就業に結びつく可能性の高い講座で国が別に定めるもの

（３）市長が地域の実情に応じて対象とする講座

※（１）の講座については厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム（中央職業能力開発協会）ホームページに掲載されています。

https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/SCM/SCM101Scr02X/SCM101Scr02XInit.form

【 支給額 】

〇一般教育訓練給付金及び特定一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講する場合

給付対象者が対象教育訓練講座の受講のために本人が支払った費用の６割に相当する額。

一般教育訓練給付金及び特定一般教育訓練給付金の受給者は、その支給額を差し引いた額を支給。

支給上限額　２００，０００円（１２，０００円を超えない場合は支給対象になりません）

〇専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講する場合
給付対象者が対象教育訓練講座の受講のために本人が支払った費用の６割に相当する額。
専門実践教育訓練給付金の受給者は、その支給額を差し引いた額を支給。

支給上限額　修学年数×２００，０００円（最大８００，０００円）
（１２，０００円を超えない場合は支給対象になりません）

【 対象経費 】
指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料
※受講に必ずしも必要とされない補助教材や、希望により行われる訓練等に要する費用を除く

≪窓口及び問い合わせ先≫水俣市福祉課福祉支援室 TEL：６１－１６６０

２　高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父が就職する際に有利となり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、母子家庭の母又は父子家庭の父の生活への負担の軽減を図り、資格の取得を容易にすることを目的として支給されます。

【 給付金の種類 】
（１）高等職業訓練促進給付金
（２）高等職業訓練修了支援給付金

【 対象者 】
水俣市に住所を有し、次の要件のすべてを満たす母子家庭の母又は父子家庭の父に支給されます。
（１）児童扶養手当の支給を受けていること又は同様の所得水準にあること。
（２）資格を取得するため、養成機関において１年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。
（３）就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
（４）原則として、過去に母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業に基づく訓練促進給付金及び修了支援給付金と主旨を同じくする給付金を受給していないこと。

【 対象資格 】
看護師（准看護師）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、ＬＰＩ認定資格等その他市長が対象と認める資格

【 支給額 】
（１）訓練促進給付金
①非課税世帯　　月額１００，０００円（最終年限 月額１４０，０００円）
②課税世帯　　月額　７０，５００円（最終年限 月額１１０，５００円）
※支給期間は、修業する期間の全期間（上限４年）です。
※高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修学する場合には、通算３年分の給付金を支給。

（２）修了支援給付金
①非課税世帯　５０，０００円

②課税世帯　　２５，０００円

≪窓口及び問い合わせ先≫水俣市福祉課福祉支援室 TEL：６１－１６６０

３　母子・父子自立支援プログラム策定事業

この事業は、児童扶養手当受給者の生活や子育て等の状況、求職活動の状況などを把握し、ニーズに応じた子育て・生活支援や就業支援のための自立支援プログラムを策定し、自立・就業のための支援を行うものです。

【 事業の内容 】

策定員が相談に応じ、資格の取得、子どものことなどその人にあった就業等のサポートを行います。また、必要に応じてハローワーク等と連携して就業を支援します。

【 助成対象者 】

児童扶養手当を受給している人

【 手続きの方法 】

水俣市母子・父子自立支援員（女性相談員）に事前予約をして、御相談ください。

※相談・面接日　月～金曜日（土・日・祝日・年末年始を除く）午前 8：30～午後 5：15

≪窓口及び問い合わせ先≫水俣市祉課福祉支援室 TEL：６１－１６６０

４　熊本県母子家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭の皆様方の就業の支援をするために熊本県により設立されました。

就労支援員による就労相談の受け付け、資格取得のための講習会の開催などにより就業のお手伝いを行っています。

また、養育費取得に向けた相談も行っています。

≪窓口及び問い合わせ先≫熊本県母子家庭等就業・自立支援センター
熊本市東区錦ケ丘３４－２３（母子・父子休養ホームしらゆり内）
社会福祉法人　熊本県ひとり親家庭福祉協議会
TEL：０９６－３３１－６７３６
ホームページアドレス　http://www.kumaboren.com/center/

Ⅳ 教育・進学援助

就学援助制度

小中学校での義務教育を円滑に実施する目的で、経済的な理由で小中学校の就学費にお困りの保護者のために、学用品費や給食費、修学旅行費などの費用を援助する制度です。

≪窓口及び問い合わせ先≫水俣市教育委員会 教育課学校教育室 TEL：６１－１６３６

Ⅴ 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭、父子家庭や寡婦の生活の安定と、その児童の福祉を図るために、修学資金など各種資金の貸付を行っています。

【 対象者 】

貸付を受けられる方は、資金の種類により異なります。

（１）母子家庭の母（父子家庭の父）と児童（２０歳未満）
（２）寡婦
（３）父母のいない児童（２０歳未満）
（４）母子家庭の母（父子家庭の父）が扶養している児童　　ほか

【 主な貸付資金の種類 】

修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、生活資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金、事業開始資金、事業継続資金

※貸付は熊本県が行っています。

≪窓口及び問い合わせ先≫熊本県芦北地域振興局 福祉課 TEL:８２－２１２８
水俣市福祉課福祉支援室 TEL:６１－１６６０

Ⅵ 水俣市連合ひとり親の会

母子・父子家庭・寡婦の自立の促進と生活の安定、福祉の増進のために活動する団体です。研修会やレクレーション、ボランティア活動を通しながら、会員相互の交流をおこなっています。

≪問い合わせ先≫水俣市連合ひとり親の会　TEL：０９０－１９２６－７１２８

Ⅶ ひとり親家庭等に関する相談

女性相談員（母子・父子自立支援員）

福祉事務所にいる女性相談員がさまざまな相談に応じます。

家庭問題、生活困窮、暴力（ＤＶ）など他人に言えない悩みなどでお困りの方は御相談ください。

また、就職などの相談も行っています。

相談方法は電話、面接、来所相談のどれでも結構です。他の方の相談と重ならないように、できるだけ電話で御予約ください。

相談日時　：月～金曜日　午前 8：30～午後 5：15（土・日・祝日・年末年始を除く）

≪窓口及び問い合わせ先≫水俣市福祉事務所
女性相談員 TEL:６３－２７３８（よりそいサポートセンター）
TEL:６１－１６６０（福祉課）

≪　その他の相談窓口　≫

各種窓口	相談内容	電話番号	相談日・相談時間	相談場所
法律相談 （予約制）	・法律に関する専門的な相談	福祉課 61-1640	原則毎月 1 回開催 10 時 30 分から 12 時 30 分まで （1 人 30 分間）	庁舎 2 階 市民相談室
行政相談	・行政サービスに関する意見や要望	福祉課 61-1640	原則、毎月 10 日・20 日 9 時から 12 時まで	庁舎 2 階 市民相談室
市民相談	・市民生活に関するあらゆる相談	福祉課 （市民相談室直通） 61-1643	原則、火・木・金 9 時から 12 時まで	庁舎 2 階 市民相談室
合同市民相談会 （予約制）	・司法書士による専門的な相談	福祉課 61-1640	令和 5 年：5 月 25 日、7 月 27 日、9 月 28 日、11 月 21 日 令和 6 年：1 月 25 日、3 月 21 日 13 時から 15 時まで （1 人 20 分間）	庁舎 2 階 市民相談室
消費生活相談	・消費生活に関するトラブルや相談 （クーリングオフ・架空請求・ネットトラブル、おれおれ詐欺等） ・多重債務や金銭問題に関する相談等	福祉課 （消費生活センター直通） 61-1333	月曜日から金曜日まで 9 時から 12 時、 13 時から 16 時まで （1 人 30 分間）	庁舎 2 階 消費生活 センター
障がい者虐待・差別相談	・養護者や利用施設関係者等からの障がい者虐待、差別などに関する相談	福祉課 （よりそいサポートセンター直通） 63-2738	月曜日から金曜日まで 8 時 30 分から 17 時 15 分まで	庁舎 2 階 福祉課
女性相談	・配偶者からの暴力（DV）、性暴力、家庭問題、生活困窮などの女性に関する相談	福祉課 （よりそいサポートセンター直通） 63-2738	月曜日から金曜日まで 8 時 30 分から 17 時 15 分まで	庁舎 2 階 福祉課
子ども家庭相談	・子育て、しつけ、児童虐待、非行など子どもに関するあらゆる相談	福祉課 （よりそいサポートセンター直通） 63-2738	月曜日から金曜日まで 8 時 30 分から 17 時 15 分まで	庁舎 2 階 福祉課
子育て相談	・子育てに関する不安や悩み相談 ※状況に応じて子ども家庭相談員等を派遣 ・妊娠や出産後に関する心配事の相談	福祉課 こどもセンター 63-8411	火曜日から土曜日まで ※祝日は除く 10 時から 16 時まで	こどもセンター

こころとからだの相談	・こころとからだの健康に関する相談	いきいき健康課 63-3202	平日 8時30分から 17時15分まで	もやい館 1階 いきいき健康課
高齢者の生活相談	・介護・福祉・医療、その他の生活に関する相談	地域包括支援センター 62-3030	平日 8時30分から 17時15分まで	もやい館 1階 社会福祉協議会
生活困窮の相談	・就職や住まい、家計管理などの生活の困りごとに関する相談	みなまた安心センター 63-2047	平日 8時30分から 17時15分まで	もやい館 1階 社会福祉協議会
生活保護の相談	・生活保護に関する相談	福祉課 61-1670	平日 8時30分から 17時15分まで	庁舎2階 福祉課